

2 規約・会則

1 規約・会則の作成

町会・自治会は、地域住民の自由意思で組織されている団体であるため、法令などによって規約や会則を作るとを義務付けられているわけではありません(例外:認可地縁団体(46ページ参照))。

しかしながら、町会・自治会の運営にあたっては、様々な意見や考えを持つ方が参加します。町会・自治会の活動内容、総会などの会議のルール、会費の金額や集金方法を規約や会則に盛り込んで明文化することによって、会員の皆さんが納得し、安心して活動できるようになります。また、加入を呼びかける際にも、会のことを分かりやすく説明することができます。

2 主な記載内容

項目	記載内容
名称	「〇〇町会」や「〇〇自治会」など、町会や自治会の名称を記載します。
区域	「〇〇町全域」や「〇〇町〇丁目〇番から〇丁目〇番まで」など、町会・自治会の区域を記載します。記載が細くなる場合は、別表にしたり区域図で示したりもします。
目的	「会員の福利と親睦を図り良好な地域社会の形成と維持発展に資すること」や「会員の親睦と相互扶助により明るく住みよい街づくりに取り組む」など、会の設立趣旨を記載します。
事業	「親睦」、「環境整備」、「防犯・交通安全」、「防災・防火」、「福祉・健康」など、目的を達成するために行う活動内容を記載します。
組織	「総務部」、「環境部」、「防災部」、「防犯・交通安全部」など、町会・自治会活動のために部や委員会を設置する場合は、その名称や役割などを記載します。また、支部(ブロック)や班を組織する場合があります。
会員	「第〇条に定める区域に居住する世帯」など、会員の資格を規定します。また、賛助会員として区域内の事務所や事業所の法人を会員とする場合があります。入会や退会の手続きについても規定します。



項目	記載内容
会費	「1世帯あたり月額〇〇〇円」などと記載する方法のほか、規約では「別に細則で定める」や「総会で定める」と記載する方法もあります。また、法人会員や賛助会員、集合住宅一棟加入など、会員資格によって会費を設定する場合は、それぞれ記載します。 金額のほか、会費の集金方法なども記載します。
役員	役員の種別（「会長」、「副会長」、「会計」など）や人数、職務内容、任期、選任方法などを記載します。
会議	総会や役員会、その他の会議（部長会など）の種類、構成員、招集方法、定足数、議決事項、議決方法などを記載します。
会計・監査	資産や予算・決算、監査、会計年度の期間に関する事項などを記載します。

3 規約・会則の改正

規約や会則は定期的に確認し、現状に合っていなかったり、運営上不都合があったりする場合は、必要に応じて改正を検討します。規約や会則を改正する場合は、総会において議決する必要があります。



○規約や会則の作成においては、すべてを規約や会則に盛り込まず、簡易な内容は別表や細則で定めたり、役員会に委ねたりする方法もあります。細かいこともすべて規約や会則に盛り込むと、簡易な改正のために臨時総会を開いたり、次の定期総会まで待つ必要があったりと、弾力的な運営ができなくなることがあるためです。

◎会員の高齢化が進んでいるため、会費の集金の回数を減らすよう規約を改正して、班長の負担軽減に取り組んでいます。

◎集合住宅の居住者の加入促進の取り組みとして、一棟加入の場合は会費を通常よりも安くなるよう規約で定めています。

2 規約・会則

規約
例

〇〇〇町会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、〇〇〇町会と称する。

(区域)

第2条 本会の区域は、〇〇〇町全域とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、練馬区〇〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇〇会長宅に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦と互助の精神を高揚し、生活環境の整備を図り、福祉・厚生を増強に努め、明るく住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 清掃、美化等の環境整備に関する事。
- (3) 防災、防火、防犯、交通安全に関する事。
- (4) 住民の文化福祉、健康に関する事。
- (5) 青少年育成に関する事。
- (6) 住民相互の連絡、広報に関する事。
- (7) その他、目的達成に必要な事項

(部の設置)

第6条 本会は、前条の事業遂行のためにつぎに掲げる部を置く。

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 総務部 | 会の庶務、掲示板の管理、各部の連絡調整、その他各部に属さない事項 |
| (2) 環境部 | 環境の美化および清掃、資源リサイクル、害虫等の防除に関する事項 |
| (3) 防災部 | 消火訓練、防災訓練、天災時における救助連絡に関する事項 |
| (4) 防犯・交通安全部 | 防犯、交通安全、青少年の育成および非行防止等に関する事項 |
| (5) 文化部 | 会員相互の地域間の友好交流に関する事項 |
| (6) 厚生部 | 敬老、慶弔等福利厚生を増進に関する事項 |
| (7) 広報部 | 会報誌、ホームページ等町会活動の広報に関する事項 |

第3章 会員

(会員)

第7条 本会の会員は、第2条に定める区域に居住する世帯とする。ただし、本会の活動を賛助する法人および事業所等は、賛助会員になることができる。

(会費)

第8条 本会の1世帯あたりの会費は、月額150円とする。ただし、賛助会員および集合住宅の居住者については、別に定める。

2 会費は、各班において3か月毎に徴収し、班長がまとめて会計に納入するものとする。

「会則」と称する場合があります。

「〇〇町1丁目〇番から〇番まで、2丁目〇番から〇番までの区域」とする場合や、「付則〇条に定める区域」や「別添図示の区域」など、別に表や地図で示す場合があります。

町会(自治会)会館に置く場合があります。

区域内の事業所などを、議決権を持たない賛助会員とする場合はその旨規定します。

規約の中で会費の金額を定めず、「別に細則で定める」や「総会において別に定める」とする場合があります。

賛助会員や賃貸アパートの居住者、マンションの1棟加入の場合に、会費を減額する場合があります。



(入会)

第9条 第2条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第10条 会員が下記の各号に該当する場合は、退会したものとする。

- (1) 第2条に定める区域に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人から、別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、または失踪宣告を受けた場合は、その資格を喪失する。

第4章 役員

(役員の種類)

第11条 本会に、下記の役員を置く。

- | | |
|---------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 会計 | 2名 |
| (4) 部長 | 各部1名 |
| (5) 監査 | 2名 |

📌 支部長や班長を役員として
いるところもあります。

(役員の仕事)

第12条 会長は、本会を代表し会務を統括処理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿および書類を管理する。

4 部長は、各部門の長として、担当する業務を執行する。

5 監査は、つぎに掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計および資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長およびその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計および資産の状況または業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告のために必要があると認められるときは、総会の招集を請求すること。

(役員を選任)

第13条 会長、副会長、会計、監査は、総会において、会員の中から選任する。

2 監査と会長、副会長およびその他の役員は、相互に兼ねることができない。

3 部長は各部において部員の中から選出し、会長が委嘱する。

📌 別に「役員候補者推薦委員会」を設置し、総会で承認を受ける、という方法をとっているところもあります。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は○年とし、再任を妨げない。

2 任期途中で補充選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が承認するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問および相談役)

第15条 本会に顧問および相談役を置くことができる。

2 顧問および相談役は、常任理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問および相談役は、会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問および相談役の仕事は、会長等の任期と同様とし、再任を妨げない。

📌 役員の仕事軽減のために、退任された町会長等に顧問や相談役に就いていただく場合の例です。

2 規約・会則

第5章 総会

(総会の種別)

第16条 本会の総会は、定期総会と臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第17条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権限)

第18条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第19条 定期総会は、毎年度決算終了後○か月以内に開催する。

2 臨時総会は、つぎの各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 総会員の○分の○以上から会議の目的となる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第12条第5項第4号に規定により、監査から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第20条 総会の招集は、会長が行う。

2 会長は、前条第2項第2号および第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、開会日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、その総会において出席した会員から選出する。

(総会の定足数)

第22条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第23条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決など)

第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第22条および第23条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事録については、つぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 会員の現在数および出席者数(書面表決者および議決委任者を含む)
 - (3) 開催目的、審議事項および議決事項
 - (4) 議事の経過の概要およびその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

 認可地縁団体(46ページ参照)は、原則として5分の1以上の請求があった場合は臨時総会を開催する必要があります。

 認可地縁団体は、少なくとも5日前までに通知する必要があります。

 議長を会長が担うことになっているところもあります。

 出席できない場合の対応として、他の会員を代理人とした委任表決のみとしている場合もあります。



第6章 役員会

(役員会の構成)

第26条 役員会は、監査を除く役員をもって構成する。

(役員会の権限)

第27条 役員会は、この規約で定めるもののほか、つぎの事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会議決事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第28条 役員会は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、役員のお分の〇以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。

(役員会の議長)

第29条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数など)

第30条 役員会には、第22条から第24条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第7章 支部および班

(支部および班の設置)

第31条 本会は、事業の遂行、情報伝達・連絡のため、本会の区域を丁目単位で〇つの支部に分け、各支部において、10～30世帯単位で班を置く。

(支部長および班長の選任など)

第32条 各支部長は、当該支部内の互選により選出し、会長が委嘱する。

- 2 班長は、その班内において輪番制により選任する。
- 3 支部長および班長の任期は〇年とする。ただし、支部長は再任を妨げない。

(支部長会および班長会)

第33条 支部長会は各支部長を構成員とし、必要に応じて会長が招集する。

2 支部会は、当該支部内の班長を構成員とし、必要に応じて支部長が招集する。

2 規約・会則

第8章 資産および会計

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、つぎの各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

 認可地縁団体は、決算の際に財産目録も作成します。

(資産の管理)

第35条 本会の資産は会長が管理し、日常の出納等の会計事務は、会計が行うものとする。

(経費の支弁)

第36条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第37条 本会の事業計画および予算は会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

認可地縁団体は、決算の際に財産目録も作成します。

(事業報告および決算)

第38条 本会の事業報告および決算は、会長が事業報告書、収支決算書として作成し、監査を受けた上で、毎会計年度終了後〇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第39条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

 認可地縁団体は、3か月以内に総会の承認を受ける必要があります。

第9章 雑則

(規約の変更)

第40条 この規約は、総会において総会員の〇分の〇以上の議決を得なければならない。

(備え付け帳簿および書類)

第41条 本会の事務所には、規約、会員名簿、総会の議事録、収支に関する帳簿、その他必要な書類を備えておかなければならない。

(委任)

第42条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

付 則

本規約は、昭和〇年〇月〇日より施行する。

付 則 (令和〇年〇月〇日総会決定)

本規約は、令和〇年〇月〇日より施行する。

 認可地縁団体は、原則として4分の3以上の議決が必要です。

